

平成25年(ワ)第31001号 損害賠償請求事件

原告 外12名

被告 株式会社FIRST不動産 外9名

## 意見書

東京地方裁判所民事第37部合議C係 御中

平成26年2月13日

上記原告13名代理人

カンボジア不動産投資被害弁護団

弁護士(団長) 瀬戸和宏



同(事務局長)

葛田 熱



同(事務局次長)

江川 剛



同(事務局次長)

阿部 克臣



同

中村 美智子

外36名



1 当弁護団は、本日現在、原告13名を含む、カンボジア不動産投資詐欺の被害者29名から依頼を受けた弁護団です。

当弁護団は、近年、カンボジア不動産投資を巡る詐欺被害が急増していることから、早期の被害回復及び更なる被害拡大の防止を図ること目的として、投資金融商品被害を取り扱う東京三会の弁護士により構成される東京投資被害弁護士研究会(本年1月8日現在、会員数219名)所属の有志弁護士により、平成25年7月に結成されました。現在、41名の弁護団員により構成されています。

2 平成23年頃より、被告FIRST不動産や被告ユニバーサルマックス、その他2次販売代理店等を自称する業者等による、カンボジアにおける「農地使用権」や「高齢者向けアパートメント」等へ出資名目での不動産投資詐欺被害に関する相談が急増

しました。その手口は、案内パンフレットを高齢者宅に一方的に送り付けた後に、パンフレットに書かれている業者とは別の業者を名乗る者が、高額での転売買取り等を持ちかけて巧みに勧誘し、いったん購入させた後も様々な理由を付けては次々と追加購入させ、身ぐるみ財産をむしり取った挙げ句、最終的には連絡が取れなくなるという、典型的な「劇場型勧誘による詐欺」の手法です。そのやり方は、金銭詐取目的で、上記「劇場型勧誘による詐欺」の手法により特に高齢者（その多くが、投資・投機に関する知識・経験が乏しく、判断能力も低下しています。）を狙い撃ちにし、長年蓄えた老後のための財産をほとんど全て奪うという重大な結果を生じさせるものであり、目的・手段・結果いずれの観点からみても極めて組織的、巧妙かつ悪質なものといえます。

3 全国の消費生活センターに寄せられた被害相談件数は、平成23年以降、被告FIRST不動産に関するものが約320件、被告ユニバーサルマックスに関するものが約330件にも上り、当弁護団が把握している被害数も97件、被害総額は20億円近くに上っています。その被害は、東京だけでなく、北は北海道から南は九州まで日本全国に広がっています。そして、詐取された多額の金銭の大半はカンボジアに送られているものとみられます。

4 本件被害については、既に御序においても昨年から本年にかけて「組織的詐欺」と認める判決が次々と言い渡されており、被告らの行為が違法かつ極めて悪質な詐欺であることは疑う余地がありません。ところが、被告らは、責任を認められてもなお、新たな会社で同様の手口での勧誘を続け、次々と新たな被害者を生み出しています。また、訴訟上の和解をしても和解金を支払わないなど、極めて不誠実な対応に終始しています。

5 本件訴訟は、被告FIRST不動産や被告ユニバーサルマックス、両者の代表者など日本国内の関係法人・個人のほか、在カンボジアで本件詐欺の首謀者と目される被告今野郁男や同被告が代表者を務める被告AAP INTERNATIONAL CAMBODIAらの責任を、正面から問うものです。

裁判所におかれましては、被告らの行為が目的・手段・結果いずれの観点からみても極めて組織的、巧妙かつ悪質なものであること、及び本件被害の深刻な実態を十分にご理解いただき、被告らの詭弁には耳を貸さず、法と正義にのっとり正しい判決を下していただきますよう、強く希望いたします。

以上